輓近にいたり、





第一號

(通卷第八十五號) 昭和十二年一月發行

应开

魏

志

倭

傳

管

見

稻 葉 岩

吉

(1

12 國史照合といふ一事に限定せられ、また現にそれ以外、效果をもたらすものとは、一般に認識されず に按排すといふ程度に過ぎないことになるのである。 間"この記事内容を取用して" 國史の缺を補は 證は、やゝもすれば、牽合に墮し、附會に陷り易く、その照合し能はざる部分の記事に對しては、寧 ことは、すべての論證を通じて觀取されるところである。しかし、これらの傾向の下に在るところの論 んとする努力も窺はれやうが、これまた自由採擇の許容されない昨今の情勢にありて、論證は、結局、 ろ不問に付し去るの外はなく、否らざるまでも、人類學や土俗研究の結論をとり來りて、これら記事 あるやうであるが、倭人傳は、果してその程度にといむべきものであるか、わたくしは、年來

映じたところの日本の姿は、如何なるものであつたか、大陸の人々は、總じて、いかなる態度をもつ を懷いてゐるのである。わたくしは、これら國史照合の可不可を云云するのではないが、魏人の眼に 而して、これら效果の前には、國史照合といふがごときは、寧ろ第二義に取り扱ふべきであるまいか 當時の日本を眺めたものであるかといふことが、より大切であり、より效果的ではあるまいか、

(2

では、明らめがたく、 この效果的といふ言葉については、 外交方面になると、一層判りにくくなつてゐるのである。例へば、 解釋を要するのであらう。 われら日本の上代の姿は、國史だけ 神功紀の外

と考へてゐるのである。

征のごとき、溯りて、 崇神紀の任那開設のごとき、今は事實の眞僞を疑ひ、之を神話視するものすら

反し、 のである。 わ る Ħ を奉じてゐたから、 の申叔舟 ことは、 時代をもつて、 在を除外視し得ない。二は、 人々の認識したところの當代日本の姿である。この日本の姿は、 も見受けられるほどであるが、それは、對手の三韓に記錄を缺いでゐるといふことに外ならぬ。之に んだからである。 るが、 ものと解するのである。 本の東亞に於ける地理的關係より生じたところの所謂形勢であつて、南支でも北支でも、 か やうな見解の上に立つて見ると、 支那史籍に在りては、歴代、 全く出來得ないのである。 倭人は、 (保閑齋)、は海東諸國紀を撰じ、 琉球の將來を約束したかにも解せられ、非常の卓識であるといはねばならないが、 始めとし、その具現の最高潮に達した時代も、亦この時代をさし措いて求め得られざ これらと併叙せられ、いはば、一個體系内に收められてゐるのである。 わたくしは、 **對岸の福建にでも附すべきであらうが、彼れは、之を海東諸國と併せて命名した** 日本國家の發展に係り、大陸に國を成すものは、この發展を等閑し得な これら雨者の關係を具現し得た時代は、魏志に示されるところの三國 東夷傳は、夫餘・高句麗及び韓の三大族を主とし、 日本紀事を收録しくれてゐるのであつて、而して、 魏志の稱するところの東夷傳より、倭人傳を切り離して取扱ふ 日本を主に、琉球を之に附した。當時、 兩様に觀察し得られやう、 琉球は、 諸小族を收 それは大陸 かつて朝鮮 眀 日本の存 乃ち一は 三國志 Ó がめて Œ 朔

(3)

멛

第二十二卷

魏志の東夷傳についても、 歴史がある。 史記は、貨殖列傳の一節に、 わたくしは、同樣の威を懐くのである。魏志が、這種體系を認めた次第に 各地のそれぞれの風土を叙説し、

ない りて、 就いては、 列に取扱はんとするの氣勢を示してゐる。この史記の記事は、 北隣烏桓夫餘、 東綰穢貉朝鮮眞番之利といひ、 北京以東北に盤踞しつゝあつたところの諸民族 王會や逸周書や乃至山海經のご 燕の條にいた

のではなく、 漢書地理志も從つて又たこれを仍用し、北隙烏丸夫餘、東賈眞番、玄莵樂浪、 武帝問置、

とき古書をも参酌し、

みづからの經驗にも與かり、

爾雅の九夷や周禮の九貉など、

一樣に見るべきも

皆朝鮮演務句麗蠻夷といひ、 武帝四郡建置の際を叙してゐるのである。 地理志は、さらに、

東夷天性柔順、異於三方之外、故曰孔子悼道不行、設桴於海、

有倭人、分為百餘國、以歲時來献見云。

事は、 の一節を附した。かくして、倭人の名は、 本紀のどこにも見出されず、 而も朝鮮・滅・貉・句麗の下に、倭人献見を叙してゐるといふこ 始めて史上に點出せられた。 倭人の前漢の朝廷へ往來の記

とは、 由來があらう、 その史記に比して、 かくだんの進境あることは、 いふまでもなく、 武帝の 一四郡

建置が、 この漢志著錄より魏志の著作にいたるまで大約二世紀餘にも達してゐるが、倭人の出 遙に 海東に影響し、 倭人の登場を見るに至つたことは更めていふまでもない。 現記事:

漢に入りて一再でない。前漢末の王莽の政治が、 四周外民族を刺激した為めであらうけれども、 は 1: 後

(4)

欲居九夷、

有以也夫、

樂浪海

は 光武 へて來 帝の邊郡撤退は、 tz 論衡などによつて見ても、 一倍外人を内地に招入し、 東夷豪離國の開國 漢人の四 説話を收録 周外民族に對 しての 漢族の傳 智 識 統 は、 的 信條

却て疑惑を與 ふるに至つたほどである。 漢人文化に對しては、 東夷諸國民、 最もつよく之を感受し、

卑であるから、 史漢二書に 而してそれは、 匈奴 特に立傳することは當然では あ 東胡の遺種と見られるところの鳥丸・鮮卑に交渉するところ莫大であつたのである。 b 魏志には、 鳥丸鮮卑傳が あるが、 ある。 東夷列傳をもつて、この二傳に對立 匈奴の承襲者をもつて見られるところの烏丸鮮 せし ると

海 > 表 る 開 四 周外民族と一 列に坐位を確取してゐたといふ姿は、 わた くしの前に述 べたところの H 本

拓に緊密すべきものであつて、 從來の研究のごとく、 倭人傳そのものを切り離れ しては會

得されざる重大事實である。

朝廷

の

が、

カコ

ふことは、

新たなる倭志の認識でなければならない。

つまり時勢の推移展開であ

る、

わ

かゞ

Ŀ

代

日

本

5)

=

倭志東夷傳 の序説 には、 左のごとき文字があ

未有知其 書稱東漸于海、 國 俗殊方者也。 西被于流沙、 自虞暨周、 其九服之制、 西戎有白環之献、 可得 而言也、 東夷有肅愼之貢、 然荒域之外、重譯而至、非足跡 皆曠世 m 至 其遐遠 車 所 也 如

此

及漢氏遣張騫使西域、

窮河源經歷諸國、途置都護、以總領之、

魏志倭人傳符見

第二十二卷 第一號

然後西域之事

真存、

故史官得詳

六

載焉、 略 於諸夏、 如漢氏故事、 倭興西域雖不能盡至、 景初中、 而公孫淵仍父祖三世、有遼東、 大與師旅誅淵、 至其大國龜茲于寬康居烏孫疎勒月氏鄯善車師之屬、 又潜軍浮海、 收樂浪帶方之郡、 天子為其絕域、委以海外之事、 而海表謐然、 遂隔斷東夷、不得通 東夷屈服、 無歲不奉朝貢、 其後高

人、近日之所出、 **遂周觀諸國、采其法俗、** 小大區別、 各有名號、 可得詳記、 雖夷狄之邦、 而爼豆

句麗背叛、

又遣偏師致討、

窮迫極遠、踰丸都過沃阻、

踐肅愼之庭、

東臨大海、

長老說、

有異面之

中國失禮、 求之四夷猶信、 故撰次其國、 列其同異、 以接前史之所未備焉。

n 公孫氏討伐を、 でない。本文は、 この文に似たるものは、 恰も、 漢が衞滿朝鮮を平らげて、 より重視してゐるのである。公孫氏掃蕩によりて、 魏の東方進出をもつて遼東の公孫氏討伐と樂浪帶方二郡の收復に重點を置き、 後漢書の東夷傳に見受けられ、 四郡を設け、 海表にも交渉をもつにいたつたと同様であつた。 精彩に富んではゐるが、 東夷諸國との直接交渉は疏通 本文ほどに史實的 īlī せら

公孫氏の從來の東夷諸國に對しての關係は、 東襄平の人、度にいたりて大いに顯はれた。 度の遼東太守に任ぜられた際の記事として、 度は父延に伴はれて玄莵に家居し、度は、 舉げて魏の國家に收められたからである。 魏志本傳には、 **先時屬國公孫昭守襄平、** その郡吏となつ 公孫氏は、 令召度子康 遼

爲伍長、 度到官收昭、 東伐高句麗、 笞殺於襄平市、 西擊烏丸、或行海外、 郡中名豪大姓田韶等、 といつてゐるが、 宿遇無恩、 この高句麗烏丸討伐のことは、他には 皆以法誅、 所夷滅百餘家、 那

Ш したのは、 見えないか 東 0) 東萊諸縣 この前後であるが、 5 恐らくは、 を收め、 營州刺 初平元年以前(西紀一九〇)のことであらう。 魏志は、 史を置き、 遼東郡を分ちて遼西中遼二郡を設け、 自らは遼東侯となり、 祖 廟を襄平に立てたか 公孫度が、 太守を置き、 自立の計をめぐら 魏は 越海 之を

認めて永寧卿侯 らしめた。 を割いて、 魏志 新たに一郡を設け、 の夫餘傳には、 としたところ、 度は 之を帯方と稱した、 夫餘本屬玄嵬、 拒 んだ、 やがて、 漢末公孫度、 かれは又た、 かれ は死んだが、 雄長海東、 宗女を夫録王尉仇台に嫁し、 威服外夷、 か n は、 生前に 夫餘王 樂浪郡 尉仇台、 外護た 0) 南 更

屬遼東、 制し、 十一城、 五萬七千五百、 その勢力は山 戶六千一百五十八、日八萬一千七百一十四、 時句麗鮮卑彊、 といひ、 東にも及び、 度以夫餘在二虜之間、 前漢代の盛時に比して減退の著しきものあるとはいへ、 半島を駕馭控制した、 妻以宗女、 樂浪郡十八城、戶六萬一千四百九十二、 雄長海東、 とある。 後漢郡國志をもつて見れ 威服外夷、 といふ文字は、 三十餘萬の人民を統 ば 適切 口二十 魏

(7)

吳の に三世五 公孫度死して子の淵嗣ぎ、 孫權 13 十年、 通交 したことは、 遼東帶方樂浪玄嵬は、 ものか、 孫氏よりしたものかは疑はれやうが、 景初元年自立して王となり、 更めて言及するの要が 再び魏に歸したわけ あるのである。 翌年 であるが、 吳書(嘉禾元年)に 春 この通交とい 司馬懿に破られて亡ぶ 公孫淵が、 その盛時 ふことは、全く吳氏 に當りて、 るまで、實

ある。

より働きかけ

tz

よると、

吳は、

缩

號

る。 將軍周賀等をして とい L ∄ め 公孫氏政權 ふことは、 ዹ ラ 孫權 は大悦 後々に重大關係を及ぼし、 燕國王公孫淵之後也とあるがごとき、 の潰滅に直接すとは言は して淵に爵位を進めたといふことになつてゐる。 潜かに海上より遼東に赴かしめ、 れない 魏をして一倍の關心を遼東方面にもつに至らしめ ながら、 次いで公孫淵が校尉宿舒らを 又た東夷傳內容に盛られるところの一要素では わが新撰姓氏録 V. づ n (卷一八・二〇)に常世連(ト でも可 Ú. が、 吳に遣は 0) し稱藩 遼 たのであ 吳通 交 せ

四

公孫

康が樂浪南部を割いて、

帯方郡を新設し、

魏は之を收復した、

この事實は、

あ

か。

樂浪 の遼東を破 を示さない 大守鮮于嗣を密遣し、 けれども、 b 公孫淵を斬 同東夷傳(三十)韓傳の一節には、 b 越海して二郡を定めたといつてゐる 海東諸郡は為めに平らいだといつてゐ この役を景初中となし、明帝が帶方太守劉昕 いが、 Ų 明帝紀には、 るから、 遼東攻破と同 景初二年春司馬宣王 舉して、

韓族に 像し得べく、 二郡收復を遂行したに遠ひない。 口・南新・長岑・提奚・含資・海冥の七縣を統べ、 對する政策は、 前漢時代の眞番郡の 1型書分授に 二半は、 帯方郡の疆域 外ならなかつた。 或はこれによりて回復され は、 今の京城 十分判らな 而もそれは、 より遙か 南邊に延び 前漢代よりの承繼であつたのであ 晋書などで見ると、 たのであるまい 7 ゐたであらうことを想 カコ と思 帯方は、 Š 魏 列 0)

東夷傳首文に年次

史に見るを得な

性質のものであつた。

魏志倭人傳管見

九

ば、 韓の諸國 の諸國 ら魏志のもつところの内容の ある 準じた。 ろの墾書は、 ぞれの利 といひ、 十二國、 の朝廷は、 る の邊吏は、 漢時賜鼓吹技 墾書とは、 名籍 に類似した名籍を具し、 印綬太 その詳 害を明 併せて七十餘國の數と、 賞賜は、 の上に在 の管理 外夷を探査してその實情を得なければ止まない。 毎に邊郡吏僚をして、 差等づけられるわけであらう。 か 漢が外族の君長を待つに當りて、その身分禮遇を規定したもので、 「幘を服するもの千有餘人の多きに上ることをいつてゐる。 細を語るものは、 にし、 人 公貿易にも解せられ、 ることを認 の句麗に移 常從玄莵郡受朝服衣幘、 延いて風土に及ぶべきは當然であり、 め得るのである。 るにいたりて、 b 五部は か これら君長の底簿を作らしめた。 なる その一一の名を録し、 韓傳に若くものはない。 もとより、 か は、 倭人傳の答汝所献貢直あるがごとき、 その效果の過半を失ひ、 想像し得ることと思ふ。 わたくしの想像するところでは、 魏志に收められたところの韓國の記録こそは、 高句麗兮主其名籍とある名籍は、 多くの巨帥名は、 その長の大者、 韓傳には馬韓五十餘國、 宗屬をその主なるものとなし、 それら所報に依 高句麗傳に、 漢の底簿に見られたであらうけれ 乃ち朝廷の命を奉行するところ 同時、 自稱を臣智といひ、 これら名籍に 句麗自らの りて、 その適例 句麗にあか 即ち底簿を指す 涓奴部以 所謂賞賜 辰韓十二國、 與へられるとこ 發達 であ 對すれば、 下 つては、 次を邑借 五部 團 温體それ 前後諸 遙に 弁辰 ので 漢魏 を撃 韓 自

> 9)

らない 出づるに及び、 把捉し得、漢志ですら、暗昧なりし玄莵郡治の問題の全貌を明らめ得たものは、 高 の内容に、 句麗致討によりて、 のである。 箕子説話を收めてゐることは、 **瀸君の故地や肅愼の庭を窮めたといはれ、長白山以東に於ける智識** 輓近の丸都斷碑出現は、 魏人の視界は、 後漢代に比して擴大し、 さらに、 注意すべきものではあるまいか。 われらをして、 特に母丘儉の師の、 魏志に對する熱意を昂めしめ この魏 滅の故國は、 の正確なるも -0 丸都より沃沮に 志の收載 滿蒙境 に外な Ťζ のを

は、 滅傳 那文化は、 3 0 り附着し來つたものであるに違ひない。 上の夫餘であつたらしく、 もの 資料ながら、 か つても臆斷ながら、 遙か 等しく奉じたところであらうしとたことがあるが、今魏志をもつてみれば、滅の攝取 耶律楚材の湛然居士集また金人にこの説話ある旨を指摘してゐるのである。 に韓の諸國を凌駕し、三老などの郷職すら行はれ、 箕子説話をもつて支那天文の影響となし、二十八宿中、 長白山西よりして、 魏略でみると、 東に移來した民族であつて、 朝鮮侯にも箕子説話が附着してゐるし、 同姓不婚のことまで舉げられ その箕子傳說は、 箕星の分野に屬す わたくし した支 故國 後世 てわ ょ

使

之を遇する民のごとくならしめたといつてゐるけれども、

而もその效果は、疑はれるのである。

句麗致討の實際的成績については、

別に考へ

その質は、

カコ

れらを羈縻して句麗背

る。

正始六年、

樂浪太守劉茂・帯方太守弓遵は、宇島西南より兵を入れて之を伐つた。この出兵の母丘

儉に策應したことは、

言ふまでもない。

かくて魏は、

その巨帥を王に進め、

二郡に隷して之を供給役

後の牽製に資し、

(10)

られ あ うて、 やうが、 半島のすべては言ふまでもなく、 わたくしの注意を喚起したのは外では 遼西, 鳥丸の諸種 ない。 致討 族 までも参加 の計畫規模は、 せし め 極 tz めて大 彭 ŏ であ 掛 ると b Ó の で

<u>-</u>

0

計畫外に在らうは

ずは

な

ある。 傳首文は、 倭人に對する新たなる交渉とて、 さらに重要なる事實を、 五 敎 もとより、 へてゐるのであ

事

で

を見 東夷

遂

周

觀

諸國、

采其:

法俗、

小大區別、

各有

名號、

可得

詳

記

る。

それは外ではない、

高句麗致討

次

採錄 書に 1 觀 と書 を通覽したから、 をして質言せしむれば、 成 した、 陳壽又た之を襲用せることは疑ひなからう。 ついて見て か その法俗を采り、 n てわ ものを襲用せんことに忠實であつた。 朝鮮 る。 傳やその他の文字を見ても、 多少の潤飾は 編者陳壽と本文との關係はこれに その藝文志は、班固等の創意ではなく この東夷傳は、 小大區別し 加へ られたであらうけれども、 たのであつた。 魏の舊記 編次の上にこそ異同 大體、 蓋し魏の史官は句麗致 であつた、 もちろん、 よりて明 支那 、前代の劉向父子 の古史の作法は、 魚豢 か 1: 大なる變化は か を示 n かず されてゐるやうであるが、 魏略 陳壽には三 せ、 討 を書き下し の七録 本 0 そうし なく、 形 文は司馬遷そのまゝ 國 便 により、 垫 のすべて たも 利 た際、 か 用 つての史官の ので その それ 0) あ 舊記 諸 わ j る。 を仍 國 たくし の叙 > 文献 智 漢 手 周 用

(11)

第二十二卷

第

號

魏志倭人傳管見

第二十二卷

には、食飲に皆な爼豆を用ひ、會同に當り、拜餌洗餌、揖讓升降云云といひ、そのことは、 れが、善とか、悪とかいふのではなく、民族個々の慣行を認めた上のことでなければならないのであ くしは、これまた魏の史官の認識を說示するものと思ふ。蓋し法俗の法は、生活の法式であつて、 尤も東夷傳にも、漢智の有無通塞をもつて、文野を測り、滅傳には、 同姓不婚を指摘し、 首文の、 夫餘傳 そ

雖夷狄之邦、

而爼豆之象存、中國失禮、求之四夷、猶信との文に觀貼してゐるのであるけれども、そ

には、 以上、 東夷各種族を通じて、一個の體系あることに、深甚なる關心と理解とを有した。從つて、撰次其國、 れらは、 後漢時代より三國時代にいたるまでの漢民族の思想の反映であるとも解せられ、 わが漢族とは、對立的にも別個の文化體系あることを認めなければならないわけであるが、一 少部分であり、大體は、所謂法俗の描出に忠實さを示してゐるのである。旣に法俗と稱する 魏の史官は、

魏志倭人傳管見

或は方位をもつてし、 別其同異、 のみならず、 のである。 カゞ 義があらう。 解するのである。 これらの意義を指すのであつて、 法俗團體の記錄である。わたくしが、每々東方諸民族は、魏志によりて體系づけられたといふのは て得たる撰次を見るに、夫餘・高句麗及び沃沮・挹婁・滅を一類とし、韓を一類とし、倭人を一類とし、而 もこの三類には、 志は、 魏志 當時 こゝに於てか、二史を不備として、之に接すとの豪語は大いに買はなければならぬ 以接前史所未備焉とある結語のごとき、漫然讀過される性質のものではなく、 是正一番した、 一たびこの體系を示してより、 の撰次は、 遼志の場合を見るに、法俗を主とし、之を參するに情勢をもつてした、この方法により 魏志東夷傳中の一二語を必ず挿入することをもつて、纔かに體裁を繕 か つて指摘せるがごとく、史漢二書が、夫餘・烏丸を並舉して怪まなかつたものを、 の句麗は、 夫餘は、 相共通するところあるを示してゐるのである。東夷傳は、單なる地域團體ではなく、 或は强弱を以てし、或は大小をもつてし、其方法は、必ずしも一樣ではなから 重大である。撰は類別をいひ、次は之に次第づけた。次第づけるといふことは、 魏志なければ、 國力遙に夫餘を凌いでゐたであらうけれども、 たしかに舊國であつた、 而も魏志は、 これら體系は、或は史上に表面化せなか 前後諸史の叙するところは、大約そ之が範疇を脱し得ざる 夫餘をもつて首掲したことに重大意義を示してゐると 而も東夷の舊語、 句麗は、 首掲することは、 夫餘の別種である つつたか つてゐるかに見ゆ とも知れ 就中いふと 别 個 の意 b

るものも蓋し少なくはないのである。

を讀まんものは、 つた、 切に避けなければならない。それは、 の見るところでは、 倭人傳を、 而も韓の南岸に、倭の領土の存在を認め、法俗又た相近かゝりしことをいつてゐる。 類として、この體系の中に收めたことは、法俗の一致といはんよりは、 まづもつてこの間の理解を要し、 東夷傳は、 首掲夫除より始め、 效果的ならざるのみか、恐らくは、真を失するの嫌がある。 傳のみを切截して之を云々するがごとき態度は、 倭人に至りて、 一個聯接の大文章である、 寧ろ情勢であ

かき が 倒したばかり、又た一方半島の築浪帶方の二郡とて、纔かに收復した間際であらうから、 求めたことになり、その眞相は判らない。景初二年六月といへば、司馬懿の軍が、 ટ 見ゆるのは、之をもつて始めとするのであるが、たぃこの記事だけでは、倭人先づ郡に至り、 の關係を考慮するからである。公孫氏よりすれば、通吳は、北支政權への一牽禦にすぎなかつたけ 景初三年六月、倭の女王は、大夫難升米等を帶方郡に遣して、朝献を求め、太守劉夏は、更を遣し 京都に送詣し、其年十二月に詔書をもつて女王に答報したのである。倭人と魏との交聘の史上に 海表 魏の國力に對し、 に働いたものであると見られるのではあるまいか。わたくしのこれらの臆斷は、 早くも確認があつたとは、稍"受取りがたく、寧ろ帶方太守のある種の外交工作 遼東の公孫氏を打 海表の倭人 公孫氏と吳 わたくし 倭人傳 朝献を

魏志倭人傳管見

たけ た カコ z その わ 麗の 特に 化し、 る たらしい、 退治して今の奉天 3 n れらを艤送して之を本國に致した。 たか 九都 想像され 幽 らはもと吳主の命をもつて、 興味をもつて讀まれることは、 ども、 至つた。 公孫氏淵は、 囚困辱を受け、 らであると。 吳主は、 吳主は、 に近く、 必ずしも句麗では めくらめつぼうに逃走し、 ない かっ 始め吳主の將兵を公孫氏に送出 りに公孫氏に變化なく、 その國人に出會して、 附 ながら、 直に使節をかれに艤送したわけであ 懸命に考 近に位置 今は辛うじて、こゝに至つた、 流石は、 行を玄蒐に幽 反對に、 へた。 なく、 吳人であつて、この臨機 貴國に詣つたのである 東夷諸國 *ከ* ፡ 東夷諸國の形勢は、 而も事件は轉 れ脱 囚した、 幽囚された行中のも 艱苦 公孫氏は、 使聘は完全に行はれたとしても、 救護を受けたのであつた。 出者は、 の狀、 の領袖たる公孫氏が、 このことの顚末は、 した際、 もとより、 西南 亦た察知せられる 々して、 その貢物などの持合せざりしは、 る して撫順 この通吳によりて、 その輕卒を戒めたものも が、 が、 の口辨は、 Ŏ 句麗通吳といふ情勢が、 Ó, 句麗通吳の媒介者ではなく、 使節 測らずも、 脫出後 南方の 数を送り、 裴松之注魏略 の遼東に到着 ので į, 脱出者は、 たく Щ の行方であ 遼東公孫氏の海岸に漂着 あ 地 句麗 大なる效果を舉げ を走 る 俄然光明を認めた が、 我に稱臣すとい 人を動 告げた b によりて詳 した比は、 それ あり、 る。 修家江 新にこゝに 當時 カコ のである、日 が僥倖に 不幸、 公孫氏に掠奪 吳主 流 形 0 綳 玄嵬は、 勢旣 旬 域 જ્રે を 適中し に出 といは 展 0 tz 極 b 開 欲 め 變

六

を有功ならしめ、 質言すれば、 ざるを得 とともに海道をも併せもたなければならなくなつた。 ない、 北朝 乃ち支那 句麗のもつところの地位は、 の外に南朝 への通交は、 が あるとい 陸路によりてのみなされるも 、ふ理解 カコ である。 くべ わたくしが、倭人の朝献について、 つ展開し、 カ· くて南朝に對しての檢討は、 同時に魏の關 のではなく、 心するところは、 别 に海道 北 帯方の工作 があつた、 朝 0 接觸 陸路

便聘となつたのである。 かやうにも考へる。

を疑

つたのは、

カコ

ゝる理

由に基因し、

魏人まづ倭人を誘出し、

これに成功したものが、

景初三年夏の

討つべ 献 聽 られ、 は、 な保障を必要とし、 きものであつて、 那 納し 帶 が突如現はれるはずのものではなく、 の脅威は、 正始三年に王位宮が西安に冦し、 方の工作は、 きは、 tz 多疑多慮をもつて知られてゐる魏人たらずとも、 もの 必至的 が 漢末にいたりて大いに加はり、 b 知れ もとより、 そのことは、 之を帶方太守に密命した。 情勢であつたけれども、 ない が、 魏の朝廷 Ų, 年表をくりかへしても、 づれに 其五年に幽州刺史母丘儉に破られたといつてゐるが、 の策謀に出で、 しても、 而もこの朝献は、極めて大掛りのものであつた。 その西安平に選したといふことは、 海道保障は、 旣に遼西鳥丸を降納したところの魏の進んで、 魏 人の誘出がなければ、 それは疑ひなく、 今この致討を遂行せんには、 容易に氣づかれるものであらう。 或は帯方太守によりて建言され、 高句麗致討の計畫中に在るべ 久しく隔絶して 通吳の用意をも認め 海道方面 わ 遼東玄蒐 高句麗傳 た倭 句麗を 朝 の完全 入朝 廷は

5 カコ 以 0 Ŀ の想像で敷行 加 それ は してみると、 旬 麗 のそれ以上に考慮をめぐらさざるを得 倭人と吳との交通は、 魏人には旣に信ぜられて な かっ つた か કુ わた 知 n な ものでは 5 0 で あ あるま

艤裝 吳 たところとい 0 嘉 て、 禾 范 海に 年 Ŋ は 浮びて その 魏 の太 夷州亶 人民は、 和六 一州を求 年 (: 會稽 相當し、 13 め 往來 U め Τζ Z したものであ 0 前 0 二年卽ち黃龍二年) 宣州 る は、 とい 秦始皇帝 ኤ 記事は、 1 の徐 當 þ, が福をして 吳書に 吳主孫 見ゆ て、 權 仙 る は ので 樂を 甲 あ 求 士 萬 る め U 人を め

る。 ゎ カゞ 吳と 松下見林 0 わ カゞ は 上代交聘は、 この 記事を異稱 意外に古く、 H 本 傳に 國 收 史に め、 吳と我 見ゆるところの との交通 あ ク b V Ĺ 0 ~ とを暗っ サ た, など 示 は、 せ h 或 とつと は 會 稽等江 Ø 7 ゐ

浙

地

方より

輸入

3

n

た武器

0)

種では

あ

るまい

か。

孫權

出

長の意

0

あるところは、

必し

Ł

仙薬では

あ

17)

る

ま

が、

水人、

自

古以來、 好沈 倭 人 其使詣 沒捕 傳には、 魚 蛤 中 國 別系とも不似合とも思は 文身亦以厭大魚 皆自 稱 大夫、 水 夏后少康之子、 禽 後稍以 n るこ 9 為飾…計其道里、 種 封於會稽、 の記 事 が、 斷髮文身、 見出され 在 會稽東冶之東 以避 る 0 で 蚁龍之害、 あ る 云云。 日 今倭

この會稽 は、 į, ઢે までもなく、 浙江省 の銭塘江に臨 h だ地 方、 東 治は 漏 州で Ď り こ 0 浙 閩 を基點

倭國 との 道里 を計 9 文身の俗は、 夏后 少 康 の遺風であらうとも 4: ひ、さらに下文を見 るに、

中央貫頭衣之、 種不稻綿麻蠶桑緝績、 出細紵練 縣 其 地 無牛馬虎豹羊鵲、 兵用 矛楯 木

其風

俗不淫、

男子皆露

紒

以木緜招

頭

其

、衣横幅、

但

一結束

相

連、

略

無

縫

婦

人被髮屈

紒

作

衣

如

弓、 木弓短 下長 Ļ 竹箭或鐵鏃或骨鏃、 所有無與儋耳朱崖同云云。

とい して か 來 ので 12 固 とあ 0 T 9 Ö の諸島であ 對馬 ð Ó 有 š ŧ 大掛 š 句麗 形便 あ 倭 のも たくしは、 **ゐることをもつて、** るとい 9 の 13 人傳 か 外は b 至 E 0 カゞ のではなく、 通 うて、 0 あ ふことが、 に收 13 乃ち倭國には、 て示されざる手録を見せて b, る。 吳をもつて、 あるまい。 用兵であり、 幅 句麗致討をもつて、 \$r 支に至り、 るところの道里記は、 0 魏 前漢 海 人には、 南風 魏人の心構でもあ 吳人の舊記を參酌 不似合であるとした批評は、 大郡であつた。 倭人との合作を懸念せなんだか、 それだけ、 北道もあり、 土記であ 末盧 當時 に至 日本 有史以來の大掛りであるとしたが、 る 大掛りの手段は講ぜられた。 わ が、 b の通吳といふことに對して、 帶方郡 b るので 伊 南道もあり、 した もともと 都 III 又た當時大陸人の眼に映じたところの 13 ものであらうことは疑は、 ŧ をも 至 あるけ 億耳朱厓の文字を點出してゐるといふことは、 b つて起點とし、 倭韓途屬帯方とは、 却つて、 れども、 遂に女王所都 ともに海路をもつて、 į, それ 魏人の多疑多慮に理解なきものであ づれにしても、 韓國を 陳壽の史筆が、 だけで満足し得ない の邪馬臺國に至 どの程度 n それは、 な 歷 魏 ر د 魏吳兩 %志の强! 申 の消 高句麗致 儋耳 兵敷や軍 息を 會稽 倭國 調 豿 朱 厓は、 面に交聘 b, 邪韓 したところであ 討は、 捉 前 0 ところの の姿であ の種 道 史に より度海 得 Ü 廣 里を云云 類のこ 漢武以 12 裑 も後史 東 魏志 海 ると つた B Ė 0) Ŀ 0

D

第一號

ħ

或は失敗に歸 づ 諸國を とを指したのみではなく、 海 表 動 の倭國に思をめぐらし、 か Ü たか 二郡 ġ を脅かしたとせよ、 知れ ない 遠交近攻の手段を指すのである。 のである。 事に當り兩敵を邀ふるの愚を學ばなんだ。 二郡 制詔に、 の嶺東用兵は、 首に「親魏倭王」と呼んでゐること、 全く阻 わが遼東近接の句麗を攻めんとして、 止せられ、 倭人にして、 本軍 の懸車束馬すら、 及びその用 かっ b に韓 先 0

韓同云 句麗同、 夷各國 は、 從 0 似句麗といひ、 句麗傳に、 0) 翼 取之ともいひ、 同異を示してゐ カコ 例 其言語與句麗大同、 > 々となし、 のそれぞれ る政治上の情勢は、 たるは、 衣服 東夷舊語、 有異、 挹婁には、 何人にも注意されようと思ふ。 共通 倭韓同俗の姿に及んでゐる。 ないながら、「韓滅」なる並用文字は一 の記事を拾つてみると、 八 男女衣皆著曲领、 以為夫餘別種、 の經濟狀態を思はしめるものが 時時小異とい 其人形似夫餘、 魏志の編者をして、 男子紫銀花、 ひ 言語諸事、 言語不與夫餘句麗同といひ、 人性質直彊勇、 法俗言語の共通は、 東夷傳體系に思を潜めしめたことであらうが、 わたくしは、 多與夫餘同、 廣數寸、 , ある。 再見でなく、 少牛馬、 以爲飾といひ、 これら諸記事を讀みて一感なきを得ない 而も男女近倭亦文身、 處々に認められるのである。 其性氣衣服有異、 便持矛步戰、 弁辰の産鐵を叙 滅傳には、 韓傷には、 食飲居處衣服 といひ、 言語法俗、 便步戰、 して、 夫餘高 東沃沮傳に 乃ち、 韓滅倭皆 兵仗與馬 何麗と 大抵 禮節 今、 高 東 與 有

<u>=</u>

のであ して、 その亡人の意義を敷行 る。 東夷傳 は 夫餘を首掲してゐるのであるが、 Ļ 舊志又言、 昔北方有橐離之國、 裴松之は本傳の末 其王者侍婢有身、 語 なる亡人説話 王欲殺之、 に魏略 婢云有 を注

以為天子也、 氣如鷄子來下我、 乃令其母收畜之、 故有身、 後生子、 名曰 東明、 王捐之於溷中、 常令牧馬、 猪以喙噓之、 東明善射、 徙置馬閑、 王恐奪其國 馬以氣 也 欲殺之、 噓之、 東明 不死、 走南 王疑 至

亡人とはこの東明を指すものである旨をつげてゐる。 施掩水、 以弓紫水、 魚鼈浮為橋、 東明得渡、 魚鼈乃解散、 東明 は、 追兵不得渡、 朱蒙とも都慕とも、郷年 東明 因都 王夫餘之地と述べ、 とも書か れい

ャ

7

も韓 鷄子のごとしとい づれ は、 地 に入りて 夫餘 語の 新に國を立てたところの百濟また夫餘說話をそのまゝ承述し、 は 漢寫に外ならないのであるが、シ n た元氣は、 高句麗では日影となり、 シ (巫)をいふたのであるまい 朱蒙は、 我は「 日神 の子」なりと呼んだ、 遂に海東に及 か と思ふ。 んで z 2 m 3

ねる 影響とすることは、 るを など、 認め 約そ枚舉に遑まあらず、 なければ 0 見解は、 ならない 恐らく 書紀編纂の年代より見て、 のである。 は出來 わ がたい。 かゞ 日本書紀の首條に た ド書紀の首條の文は、
 淮南子や論衡をば、 應は首肯されやうが、 見るところの又たこの説話 從來漢籍の取用だとして片づけら 夫餘人が早くも 東明 說話 取讀したと考 でも同 に共通 じく するものあ へるな 漢籍 ñ T

どは、 極めて失當である。

この 夫餘傳説の亡人の姿は、 東夷のすべてを通じて觀取せられてゐるのであるまいか。高句麗は、

收め、

滅には、

自ら夫餘

は事實であつて、 よりの侵 自立するを得ずとの説を傳 史漢に著録 入者のために、 このことのために、 せられ、 次ぎ~~に推 か n へてゐる、 かゞ 燕王盧綰の部人であり、 半島南部の影響は、 し去られて、 箕子説話は、 その推し去られた多くの巨族が、韓地に入り、韓 樂浪人の作為である 蓋し莫大であつた、 先住 の朝鮮 を取つて、 か つまり、 b 知 i n n な 北 に代つ ľ 方乃 から 至 たこと 衙滿 西 北 0

將來 に考へられるものであらうが、 あまりにも高級 漢の四 一郡は、 品で あ ď, たびそれを綜攬したものとも思はれざるを得な 周圍 たいこの亡人傳說は、 各民族の攝取 したものには、 漸次、 夫餘説話の 自らの程度が 領域に專占せられ、 あ つた、 m も漢の自らの文化 これらの顛末 三國 は 一高 別

要素を成れ

したことは、明

かであり、又た同時考へられることは、

これらの新入者が、

それぞれの文化を

(21:)

い。

らさまに亡人とは言は 句麗·百濟·新 意義 あ 羅 る もの 中 の最後者 と解 なんだだけである。 新羅)ですらも、 丽 ģ 東明説話の命脈の後代にも変々たる次第を顧るときは、 わたくし 尚は同 は、 系説話を傳へ、 こゝに於て、 魏志 そこでは之を天降姓 が東夷傳 に夫餘 か と称 首揭 今更ら 朋

1-

Ś

魏

志を讃

仰

したくなるのである。

第二十二

 \equiv

九

從 りて、 ら黄幢 例であ か せて前後僅 帶方太守弓簉 るやうであ と其通吳とを慮りしものとの解釋を提舉して置いたのであるけれども、 金印紫綬をもたらして海表にまで往報 て之に授與 る遣使の 來 倭 人の朝 之を仍襲した の論 史上に見るところでは、 帝に を賜 争を見るに、) 欅の行 る。 謁 献については、 したといふ記 與したといは 當時 12 兩 か、 回 國史上より問題視 の東夷諸國は言ふまでもなく、 帝は、 は 12 ものであらうけれども、 朝命を奉じ、 過ぎない n tz 女王所都 はれてお とい 事であつて、 金印を賜 特別の意義とその次第を敷衍したから、 ふことは、 のである。 たい匈奴のみであつた。 る。 建中校尉梯儁等をして、 0) ふた、 されるであらうけれども、より重要視されるべきものは 耶馬臺の位置を主とし、 わたくし カコ したとい 所謂漢委奴國王印 寧ろ當然であるが、 秀吉の外征及びこの影響を極度に恐 >ることは、 正始 は、 四 ふことは、一通りや二通りの理 烏丸・鮮卑でも、 そのこゝに 年 -同六年 尤も、 眀 の萬暦 女王國に詣らしめ、 は 九州か畿内かといふことに重點 及び八年には、 光武帝中元二年 V 前には女王卑彌呼 それであつて、 たつた異例につい の秀吉の時に その受くるところの印 更めて言ふほどのことはな l 女王の臣 加。 Ų れ戦 親しく詔書賜物 の倭國使者 由ではあるまい 魏は 回 Ò 朝献 それは、 ては、 Ļ٦ この 下 12 を求 の 期 は、 嵵 高句麗 誰 0) 盤に黄金は 0 E を置いてゐ n 前 魏人の工作 朝廷に、 のことと併 例を 洛陽 カコ を齎らし 始 、全く異 今叉た 0 n 元 ル年、 が 致討 考出 12 E 至 な カコ

海道 大和 は、國 海上交通 る。 て、 であつて、 1= 神 朝 カコ 史には門外漢であ 沿 武 廷 の š 9 東 る 發展 殊禮 in ところの諸國平定といふことには、 征 朝 の記 廷に は ら異禮を享有したところの倭人の を排はさしめたとい 事 掣握 Ę 始 め るか せられ カュ 國 n 丙的 ら失當の評は発れ カゞ T ごとき海道記録 よりは、 ゐ た年代 ふことについては、 むしろ、 の悠久 ない 甚だ 0 收 本質に對する説明には當らな な であらうが 國外的 る次第 しき關 めら れて それ を説示 進出 は ゐ 相 b 、支那史書の Ú る 1 當 重點 無 とい の情勢が į, を求 ż ふことは、 而もそのことは、 ので 記事 め あ あ させら る ر د د る。 をも わけ 中 央大和 魏志 ñ であ つて つまり、 T 恴 る。 によるに、 必ずしもこ わ ع tz 西海 やうであ 魏 ゎ tc 人 ٤ をし < わ の カゞ

朝廷は、 島 あ 時 使譯 南 る 端 カゞ 至 通 控握 西陲 ず 狗 外奴以外 るところ三十國とい l 0 得 伊 12 覩 め 諸國 のであらう。 (博多) カゞ)國を守 相 結束 ひ Ď カコ して女王 の弁長 女王國 この 傅 の南に 地 國 に對抗 0 を基點とし 節 狗 奴國 E L た 其濱 T ع あ b $\langle \cdot \rangle$ 海中 て、 廬 Š 國 記 與倭接 の壹岐 事 相攻撃したことを は見當らな 界云云とい 對 馬 に邊官を設け、 v. 述べ ひ、 3 n 倭人傳 て ばこそ、 わ るほ さらに半 b 從 カゞ 7

(23)

隆を促進 それ 朝 郡 廷 至 を 0 倭 頟 土の そのま 循 海 遂に 半島 岸 7 に信 女王 存 水 在 行 卑彌 じて を證 歷韓 呼 可 國 L 0 たこともあ r. 乍 時代に至りて、 Ł 南乍東 のと考 到其北 る ^ 72 カゞ v 1岸狗邪韓 この 儼然たる存在 0 で 見解 あ る。 1 國。 蓋 七千里 は、 を大陸に L 海 今も易りは とあ 道 經 營 反 る 脥 を解 は なく、 せし して、 直 梦 1 皇謨 崇 る 13 神 わた い 紀 で tz あ くし つた b 姓 は わけ 國家 氏錄 大和 興 0

第二十二卷

第

一號

戶內海 あらうし、 は は n とは さて、 投馬 左胆 方 全 す 向 經 國 る。 0 奎 由 0) 0) 存 别 l 女王所都 出雲方 在 1 港灣に沿ふところの丹波丹後に、 tz を示 ક Ď 面 してゐることである。 と認め得べく、 の邪馬臺國 H の 本 海道 海 方面の大陸 の中で、 そも この って、 畿内に密接するところは、 が海道が の この投馬は出雲の對音であらうとの說 畿内と定めて、 交通 古來 幾多古傳をのこしてゐることも、 は、 の慣用であらうことは 同時 倭人傳 考 へても可い 0 4 水 ふまでもなく、 行 のでは を見るときは、 推せられ あるま 考へ ŧ 敦賀灣 るけ あ させら b, かっ れども、 博多より瀬 の氣比 わ ñ 第 tc る 1: で

都、 之を詳記 過沃沮、 踐肅愼之庭、 東臨大海、 長老說、 有異面之人、 近日之所出云々とあり、東沃沮傳は、 稍、

のであらう。

第二には、

東夷傳首文が、

句麗致討の始末を序し、

又遣

偏師致討、

窮迫

極

遠

踰烏九骨

遪 男、 王欣 日 叉說得 ねる。 有 東 別遣追討宮、 得 一人項中復有面、 王欣は玄莵の太守、 島 布衣、 上有人、 盡其東界、 從 海中浮出、 生得之與語、 言語不相 問其耆老、 何麗王位宮の凡都を棄てゝ買溝に奔るや、 曉 其 (身如中) 不相 其俗常以七月取童女沈海、 海東復有人不、 通 國 人衣、 不食而死、 其兩 耆老言、 袖長三丈、 其域皆在沃沮 叉言有 國人當乘船捕魚、 叉得 東 國、 大海 母丘儉は、 破船、 亦在 遭風 隨 海 カ 波出 中 n 見吹數十 王欣 純 在 海岸 女無

て、 12 0 有異 問 て宮を追討 項 條 中 面之人、 L たと 有 面 IJ Ç٦ 云 £ L K 近日之所 は 0 B かゞ Ťζ 取 討宮の誤讀で、宮は位宮である。池内博士論文に追討官とあるは追 Ь <u>Т</u> 出 0 とあ げるほ 本文で る をも ۳ あ のことは る。 つて見ると、 漂流奇譚 な カコ らう。 Ü **欣旣に今の咸鏡南道** 異 類すとは 闽 は tz 或は ار ت V 如 n 墨 だけ 委 指 面 酸に 0 Œ の 記 出 委面 事 富め で、 を その境 ż ح る つて 同 記 事 C Ī を で 交通 字音 窮 あ b, め 路 で あ 首文 耆老 0 有

無を £ 事實 い F ጴ 基礎 ことは とし T 早 3 訲 る 0 ٤ 嫌 は H あ 本 る 海 办ゞ 交通 沃 は 狙 人 紫外で から ટ あ Ł つ カコ 12 カコ 倭人 b 測 0 B ñ 存 在 な V を 0 日 で 出 あ 0 邊 13 認 め 7 ゐ た ક

あ Ó 讀 始 2 め 法 72 は カコ T Š で あ 去 30 大方に受入れ る 朋 _ 治 0 三十年 一讀法 は、 B ごろ、 ñ 支那 12 故三 わ V より 宅米吉博士に で 受印 あ る かゞ L た ع ゎ ょ tz b らって、 š < 責を Ĺ は、 西 漢 哑 之を否 の委の奴 0 とし 君 長に負は の國 た 王 Eli 漢 L 0 ے め 委の奴」など讀 る 判 讀 ع b 2 £ n 效 た 果 0)

かゞ

かゞ

印

序

な

ታኔ

Ġ

漢

委奴

國

王

印

0

一讀法

1=

つ

ţ,

7

0

カコ

つて

0

私

お者を補

述

L

Ť

置

くことに

L

Ŧz

v

と思

Z

0)

(25)

ひこ

とは、

漢文の讀法

1

副

š

ŧ

0

で

な

īfī

ż

漢

カゞ

わ

カゞ

西

隀

0

君

長

1:

黄

金

0)

國

E

印

を

付

與

すと

15 0 ع ふことは 國 į, 叉 0) š to 名 好 漢 は 條 ð 件を カゞ h 奴 魏 得 或 0 Ġ な 使 梦 つ ٥ 認 者 7 强調 三宅 め 0 訪 τ 博 問 Z 之に n 士 15 たけ は J 國王印を假授し h n 奴 て三十許國 یح 國 ક્ は 奴 H 0 國 水 古來 たも 名 0 は、 存 在 のとせば、 の文獻に 始 は め 漢に 7 稔 存 次 知 知 在 난 B B 現 n it n T m n 3 わ ŧ 12 B 博 12 ż 至 多 ع 灣 つ ろ 72 は 頭 Ó 0) 思 13 朝 位 で は 献 あ 置 n 者 る。 な l 7 V 倭面 B か h 奴 3

魏志倭人傳管見

卷 第四號

二五

ある。 次の代には、 土王 底簿の定式であつて、 そこで、 の名をい 叉た別 或るものは、 かに解 個 而もそれらの一 0 する 君 長 か、 朝献 が 朝献 奴國 者 L の遞代をい の承襲者は、 tz 々を「奴の國」に牽合せんことは、 カコ B 記事 つてゐ 依然奴國王の名によりて交聘せなけれ 0 相 る のである。 遠を見たの であると解し 乃ち光武 あまりにも常識 の 庤 には、 Ī わ る Ū 奴國 ば 外 n なら n ども 入朝し、 0 見解 かゞ で

目で は信 呼に れは は、 ことであらう。これよりみても、 あり、 前に ぜられ、 い 單 たりて、 なる Ł 述べ 擔當であつた、 底簿 想像上 女王が たが、 Ø, 0 その 王統 見解 立てられたとい 魏志 國 以外、 であつて、 k の宗統 の七八十年は、 别 漢の底簿の内容 個 ひ、 か 魏志 0 崩 國王を認めるとい E もちろん、 は、 卑 倭國 0 彌 承襲手續に過誤なか Ū 呼より父祖 の王統を語り、 そのことは、 かっ やうである ふことは、 に溯つただけ カコ 朝廷の底簿に依 今七八十年 は らし 許され 推 め 知さ であり、 るとい な 來 Š れようと思 剪 この 統 ふことが つて 漢 で の永 底簿 書 承 か 初以 E n 之が 來 眼 0 彌

映じ 略の 金印 カゝ 伴は た倭 を受け > る 見解 n 人 の姿を たなどと解するがごときは、 ることは普通であ 0 下に、 理解 せざるもの わた くしは、 る 西陲 0)判斷 委奴 0 とい 漢の朝廷の對外智識を考慮に入れざるの 一君長 ya-dno つてもよい、 が、 をヤ 漢に入りて、 ~ トの省音であらうとしたのであ わた くしは、 國王をもつて待たれ、 國史に不案内で み か、 る。 あ 大陸 īīiī 3 ક 即 カコ 類 人 0 例 文 眼 な 省 輕

々しく

、判斷し

かゞ

たい

けれども、

漢魏への通交といふことは、

現代人より見て好ましからぬ體

面

の抵觸

€

la も、ラ行の濁音したものに近からう。わたくしが、委奴をヤマトと音したことを、學士は、飛躍的だといひ、專ら不合理 **交の現はれの一であると、わたくしは信ずるのであるが、鄎士の全般の所論に對しての私考もあるけれども、別に述べるつ** 交によりて累されてゐた面目を一新せんとて、日本てふ易名を撰ばれた朝議を考慮すべきである。これらは、聖徳太子の外 に疑惑することは、決して好ましいことではない。舊唐書の日本と倭とを別にしたことに言及されてゐるが、久しく通譯外 俀(倭)奴國とあるがごとき、漢の委奴國王をヤマトと晋むべき有力なる左券ではあるまいか。大體隋唐以前の日本記事を恣 は定説(武英殿本北史参照)あり、更めて取上げ言ふべきほどのことはなからり。而も北史が、耶馬臺即俀(倭)王所都謂之 提説である(本文参照)。學士は、さらに北史の「俀國」を大そり氣に病んでゐられるけれども、「俀」が「倭」の誤字たることに 志の投馬に相當し、內藤博士説亦た同一のやうに拜見した。魏志の異面之人をも、ヤマトの人と解するのは、わたくしの新 れども遽かに賛しがたい。わたくしは、如爨はイヅモ、委面はヤマトに比定し、敢へて混稱すべきでないと思ふ。この如爨は魏 と書いたものすら見出されるのである。「如墨委面」についての、學士の見解は、いづれも、ヨモの近音に强調してゐられるけ 讀方について、今は疑ふものはないけれども、漢魏時代に當りて、現代晉のごとく呼ばれたかどうかは怖まれ、國史には大蹇德 なることを責められるけれども、支那晋の眞相を今少しく檢討せられたらば疑念はなからうと思ふ。且つ又た、ヤマトといふ である。故に支那のある地方にては、之を Du に近く、或る地方では Nu に近く音じて、必しも一定してゐない。 Giles の 言ひ得ないのであつて、「奴」は、本來 Dnu に近い問音を有し、日本人はもちろん、恐らくは英國人でも發酵し得ざる字音 讀まなかつた、現在でも Giles によれば、Nu 又は lu である」と指摘してゐられるのであるが、この Giles は、正解とは 王印考」(考古學雜誌所載)に言及されてゐる。 學士は、「委奴」の「奴」を「我國古代では、一般に漢晉のやうに du 又はドとは 本誌前號(二一/三)に「如墨委面考」と題して、藤田元春學士の精細なる論文あり、敬讀した。文中、舊作の拙文「漢委奴國

魏志倭人傳管見

第一號